

評価基準等

(令和4年4月1日以降の公告から適用)

1 評価項目・配点一覧表

評価項目		配点			
		別表1 (建築)	別表2 (土木)	別表3 (土木)	別表4 (舗装)
ア 企業の技術力	(ア) 工事实績	2	－	－	－
	(イ) 工事成績	4	4	4	4
	(ウ) 表彰	1	1	1	1
	(エ) 労働災害防止対策	2	2	2	2
	(オ) 重機保有状況	－	2	2	－
	(カ) 専門工種の施工機械 自社保有状況	－	－	－	1
小 計		9	9	9	8
イ 配置 予定技術 者の能力	(ア) 資格・経験	1	2	2	2
	(イ) 工事成績	3	4	4	2
	(ウ) 工事経験	2	－	－	－
	(エ) 表彰	2	2	2	－
	(オ) 継続教育(CPD)の状況	1	1	1	－
小 計		9	9	9	4
ウ 地域 社会貢献 等	(ア) 災害時における活動 実績等	2	1	1	1
	(イ) 道路除雪の実績	－	2	2	2
	(ウ) 地域内拠点	2	2	2	2
	(エ) 労働福祉	2	2	2	－
	△(オ) 若手技術者の育成	1	1	1	1
	△(カ) 市内業者の活用	2	－	－	－
小 計		9	8	8	6
特別簡易型 加算点の上限		27	26	26	18
エ 企業 倫理や信 頼性等	(ア) 品質確保の確実性	－5	－5	－5	－5
	(イ) 入札契約に関する不 当な働きかけ	－1	－1	－1	－1
	(ウ) 総合評価の不履行	－3	－3	－3	－3
	(エ) 指名停止措置等	－1	－1	－1	－1
小 計		－10	－10	－10	－10
オ 簡易 な施工計 画	(ア) 設計図書の範囲内で 施工上配慮すること	3	3	3	3
	小 計	3	3	3	3
簡易型 加算点の上限		30	29	29	21

※ 別表1(建築)：設計金額1億2千万円以上の建築一式工事

※ 別表2(土木)：設計金額1億2千万円以上の土木一式工事

※ 別表3(土木)：設計金額3千万円以上1億2千万円未満の土木一式工事

※ 別表4(舗装)：設計金額3百万円以上の舗装工事

※ △ / オプション項目「(オ)若手技術者の育成」

※ △ / オプション項目「(カ)市内企業の活用」

別表 1

設計金額 1 億 2 千万円以上の建築一式工事に適用

(加算点の上限 27 点)

ア 企業の技術力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 工事实績	過去 15 年度間に完成した同種工事の施工実績。	より同種性の高い工事の施工実績がある。	2	/2
		同種性が認められる工事の施工実績がある。	1	
		上記以外	0	
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 3 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事で過去 5 年度間の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上(算出対象工事が複数件)	4	/4
		83 点以上(算出対象工事が 1 件のみ)	3	
		80 点以上 83 点未満	2	
		77 点以上 80 点未満	1	
		77 点未満、又は、実績がない。	0	
(ウ) 表彰 (優良工事等)	過去 5 年度間及び当該年度に建築分野で佐渡市優良工事表彰を受けたことがある、又は、過去 5 年度間及び当該年度に建築分野で新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受けたことがある。	有	1	/1
		無	0	
(エ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入している。	有	1	/1
		無	0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム又は労働安全衛生マネジメントシステムを導入している。	有	1	/1
		無	0	

イ 配置予定技術者の能力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 資格・経験	主任(監理)技術者の保有する資格	1 級建築施工管理技士、又は、1 級建築士の経験年数が 10 年以上。	1	/1
		1 級建築施工管理技士、又は、1 級建築士の経験年数が 10 年未満。	0.75	
		1 級建築施工管理技士、又は、1 級建築士の経験年数が 5 年未満。	0.5	
		1 級建築施工管理技士、又は、1 級建築士の経験年数が 3 年未満。	0.25	
		上記以外	0	
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 3 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去 5 年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近 2 件の工事成績評定点の平均点 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上	3	/3
		80 点以上	1.5	
		上記以外	0	
(ウ) 工事経験	過去 15 年度間に完成した同種工事の施工経験。	より同種性の高い工事において、主任(監理、特例監理)技術者、又は現場代理人として従事。	2	/2
		同種性が認められる工事において、主任(監理、特例監理)技術者、又は現場代理人として従事。	1	
		上記以外	0	
(エ) 表彰 (優秀技術者等)	過去 5 年度間及び当該年度に建築分野で佐渡市優秀技術者表彰を受けたことがある、又は、過去 5 年度間及び当該年度に建築分野で新潟県優秀技術者表彰若しくは新潟県優秀技術者証を受けたことがある。	有	2	/2
		無	0	
(オ) 継続教育(CPD)の状況	配置予定技術者に係る継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得。(証明日が基準日の前月末日から過去 1 年以内であること。単位取得証明期間は、基準日の前月末日から過去 1 年以内の日付が含まれていること。)	推奨単位以上取得	1	/1
		無	0	

ウ 地域社会貢献等

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)災害時における活動実績等	災害時に備えて締結した各種協定で、基準日現在有効期間中であるものがある。(国、県、市のもの。協定締結団体への加入を含む。)	有	1	/1
		無	0	
	新潟県被災建築物応急危険度判定士の雇用	2 以上雇用	1	/1
		1 人雇用	0.5	
		無	0	
(ウ)地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 建築一式工事においては、その他の営業所であっても 30 人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が市内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	0	
(エ)労働福祉	障がい者雇用及び労働環境状況	基準日の直近の 6 月 1 日現在において、障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用している。又は、基準日現在において法定雇用義務は無いが障がい者を雇用している。	0.75	/2
		育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	0.5	
		基準日の直近に通知された経営事項審査の「労働福祉の状況」が 30 点以上。	0.5	
		ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録がある。	0.25	
(オ)若手技術者の育成	主任(監理)技術者に 40 歳未満の者を配置	有	1	/1
		無	0	
(カ)市内業者の活用	市内業者の活用の有無	1 次下請負人を市内業者から 2 社以上選定し、かつ、建設業以外の業務等を 3 社以上市内業者に発注する。	2	/2
		1 次下請負人を市内業者から 1 社選定し、かつ、建設業以外の業務等を 3 社以上市内業者に発注する。	1	
		下請負人等を市内業者から選定しない。	0	

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(-10)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の確実性	本工事における入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札。	低入札価格調査基準価格を下回る価格	-5	/-5
(イ)入札契約に関する不当な働きかけ	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に「佐渡市入札・契約事務に関する不当な働きかけへの対応要領」による公表等の措置を受けたことがある。	公表等の措置を受けた。	-1	/-1
(ウ)総合評価の不履行	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事において、技術資料の内容の不履行が確認されたことがある。	配置予定技術者の不履行	-1	/-1
		市内業者の活用の不履行	-1	/-1
		簡易な施工計画の不履行	-1	/-1
(エ)指名停止措置等	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に佐渡市から指名停止等の措置を受けたことがある。	指名停止、文書注意、口頭注意	-1	/-1

別表 2

設計金額 1 億 2 千万円以上の土木一式工事に適用

(加算点の上限 26 点)

ア 企業の技術力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 3 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事で過去 2 年度間の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上(算出対象工事が複数件)	4	/4
		83 点以上(算出対象工事が 1 件のみ)	3	
		80 点以上 83 点未満	2	
		77 点以上 80 点未満	1	
		77 点未満、又は、実績がない。	0	
(ウ) 表彰 (優良工事等)	過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優良工事表彰を受けたことがある、又は、過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受けたことがある。	有	1	/1
		無	0	
(エ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入している。	有	1	/1
		無	0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム又は労働安全衛生マネジメントシステムを導入している。	有	1	/1
		無	0	
(オ) 重機保有状況	建設機械の保有状況(土木系)	5 台以上	2	/2
		1 台以上 5 台未満	1	
		上記以外	0	

イ 配置予定技術者の能力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)資格・経験	主任(監理)技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が 10 年以上。	2	/2
		1 級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が 10 年未満。	1.5	
		1 級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が 5 年未満。	1	
		1 級土木施工管理技士等 又は、技術士等の経験年数が 3 年未満。	0.5	
		上記以外	0	
(イ)工事成績 (同一業種、請負金額 3 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去 3 年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近 2 件の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上	4	/4
		80 点以上	2	
		上記以外	0	
(ウ)表彰 (優秀技術者等)	過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優秀技術者表彰を受けたことがある、又は、過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優秀技術者表彰若しくは新潟県優秀技術者証を受けたことがある。	有	2	/2
		無	0	
(エ)継続教育(CPD)の状況	配置予定技術者に係る継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得。(証明日が基準日の前月末日から過去 1 年以内であること。単位取得証明期間は、基準日の前月末日から過去 1 年以内の日付が含まれていること。)	推奨単位以上取得	1	/1
		無	0	

ウ 地域社会貢献等

(8)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 災害時における活動実績等	災害時に備えて締結した各種協定で、基準日現在有効期間中であるものがある。(国、県、市のもの。協定締結団体への加入を含む。)	有	1	/1
		無	0	
(イ) 道路除雪の実績	過去 2 年度間及び当該年度(基準日までに契約済み)に市内における国・県・市管理道路の除雪契約実績がある。	道路除雪作業委託を締結し、除雪路線を受け持っている。	2	/2
		上記以外で道路除雪作業委託を締結している。	1	
		無	0	
(ウ) 地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 土木一式工事においては、その他の営業所であっても 30 人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が市内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	0	
(エ) 労働福祉	障がい者雇用及び労働環境状況	基準日の直近の 6 月 1 日現在において、障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用している。又は、基準日現在において法定雇用義務は無いが障がい者を雇用している。	0.75	/2
		育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	0.5	
		基準日の直近に通知された経営事項審査の「労働福祉の状況」が 30 点以上。	0.5	
		ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録がある。	0.25	
(オ) 若手技術者の育成	主任(監理)技術者に 40 歳未満の者を配置	有	1	/1
		無	0	

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(-10)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の確実性	本工事における入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札。	低入札価格調査基準価格を下回る価格	-5	/-5
(イ)入札契約に関する不当な働きかけ	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に「佐渡市入札・契約事務に関する不当な働きかけへの対応要領」による公表等の措置を受けたことがある。	公表等の措置を受けた。	-1	/-1
(ウ)総合評価の不履行	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事において、技術資料の内容の不履行が確認されたことがある。	配置予定技術者の不履行	-1	/-1
		市内業者の活用の不履行	-1	/-1
		簡易な施工計画の不履行	-1	/-1
(エ)指名停止措置等	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に佐渡市から指名停止等の措置を受けたことがある。	指名停止、文書注意、口頭注意	-1	/-1

別表 3

設計金額 3 千万円以上 1 億 2 千万円未満の土木一式工事に適用

(加算点の上限 **26** 点)

ア 企業の技術力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 1 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事で過去 2 年度間の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上(算出対象工事が複数件)	4	/4
		83 点以上(算出対象工事が 1 件のみ)	3	
		80 点以上 83 点未満	2	
		77 点以上 80 点未満	1	
		77 点未満、又は、実績がない。	0	
(ウ) 表彰 (優良工事等)	過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優良工事表彰を受けたことがある、又は、過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受けたことがある。	有	1	/1
		無	0	
(エ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入している。	有	1	/1
		無	0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム又は労働安全衛生マネジメントシステムを導入している。	有	1	/1
		無	0	
(オ) 重機保有状況	建設機械の保有状況(土木系)	5 台以上	2	/2
		1 台以上 5 台未満	1	
		上記以外	0	

イ 配置予定技術者の能力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)資格・経験	主任(監理)技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が 10 年以上。	2	/2
		1 級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が 10 年未満。	1.5	
		1 級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が 5 年未満。	1	
		1 級土木施工管理技士等又は、技術士等の経験年数が 3 年未満。	0.5	
		上記以外	0	
(イ)工事成績 (同一業種、請負金額 1 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去 3 年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近 2 件の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上	4	/4
		80 点以上	2	
		上記以外	0	
(ウ)表彰 (優秀技術者等)	過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優秀技術者表彰を受けたことがある、又は、過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優秀技術者表彰若しくは新潟県優秀技術者証を受けたことがある。	有	2	/2
		無	0	
(エ)継続教育(CPD)の状況	配置予定技術者に係る継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得。(証明日が基準日の前月末日から過去 1 年以内であること。単位取得証明期間は、基準日の前月末日から過去 1 年以内の日付が含まれていること。)	推奨単位以上取得	1	/1
		無	0	

ウ 地域社会貢献等

(8)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 災害時における活動実績等	災害時に備えて締結した各種協定で、基準日現在有効期間中であるものがある。(国、県、市のもの。協定締結団体への加入を含む。)	有	1	/1
		無	0	
(イ) 道路除雪の実績	過去 2 年度間及び当該年度(基準日までに契約済み)に市内における国・県・市管理道路の除雪契約実績がある。	道路除雪作業委託を締結し、除雪路線を受け持っている。	2	/2
		上記以外で道路除雪作業委託を締結している。	1	
		無	0	
(ウ) 地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 主たる営業所の所在地は、地域貢献地元企業にあっては、その認定地区とする。 土木一式工事においては、その他の営業所であっても 30 人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が工事施工場所と同一の地区内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が工事施工場所以外の市内に存在する。	1	
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	0	
(エ) 労働福祉	障がい者雇用及び労働環境状況	基準日の直近の 6 月 1 日現在において、障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用している。又は、基準日現在において法定雇用義務は無いが障がい者を雇用している。	0.75	/2
		育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	0.5	
		基準日の直近に通知された経営事項審査の「労働福祉の状況」が 30 点以上。	0.5	
		ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録がある。	0.25	
(オ) 若手技術者の育成	主任(監理)技術者に 40 歳未満の者を配置	有	1	/1
		無	0	

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(-10)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の確実性	調査基準価格を下回る額で入札を行った者の、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事の成績評定点のうち最低の工事成績評定点。	65点未満	-5	/-5
(イ)入札契約に関する不当な働きかけ	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に「佐渡市入札・契約事務に関する不当な働きかけへの対応要領」による公表等の措置を受けたことがある。	公表等の措置を受けた。	-1	/-1
(ウ)総合評価の不履行	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事において、技術資料の内容の不履行が確認されたことがある。	配置予定技術者の不履行	-1	/-1
		市内業者の活用の不履行	-1	/-1
		簡易な施工計画の不履行	-1	/-1
(エ)指名停止措置等	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に佐渡市から指名停止等の措置を受けたことがある。	指名停止、文書注意、口頭注意	-1	/-1

別表 4

設計金額 3 百万円以上の舗装工事に適用

(加算点の上限 18 点)

ア 企業の技術力

(8)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 5 百万円以上が対象)	佐渡市発注工事で過去 2 年度間の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上(算出対象工事が複数件)	4	/4
		83 点以上(算出対象工事が 1 件のみ)	3	
		80 点以上 83 点未満	2	
		77 点以上 80 点未満	1	
		77 点未満、又は、実績がない。	0	
(ウ) 表彰 (優良工事等)	過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優良工事表彰を受けたことがある、又は、過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受けたことがある。	有	1	/1
		無	0	
(エ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入している。	有	1	/1
		無	0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム又は労働安全衛生マネジメントシステムを導入している。	有	1	/1
		無	0	
(カ) 専門工種の施工機械自社保有状況	自社保有又はリース(5 年以上)のアスファルトフィニッシャーで施工。	自社保有	1	/1
		リース(5 年以上)	0.5	
		なし	0	

イ 配置予定技術者の能力

(4)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)資格	主任(監理)技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士等、又は、技術士等で、かつ 1 級舗装施工管理技術者。	2	/2
		1 級土木施工管理技士等、又は、技術士等で、かつ 2 級舗装施工管理技術者。	1.5	
		1 級土木施工管理技士等、又は、技術士等。	1	
		上記以外の工事施工等に係わる資格。	0	
(イ)工事成績 (同一業種、請負金額 5 百万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去 3 年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近 2 件の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上	2	/2
		80 点以上	1	
		上記以外	0	

ウ 地域社会貢献等

(6)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 災害時における活動実績等	災害時に備えて締結した各種協定で、基準日現在有効期間中であるものがある。(国、県、市のもの。協定締結団体への加入を含む。)	有	1	/1
		無	0	
(イ) 道路除雪の実績	過去 2 年度間及び当該年度(基準日までに契約済み)に市内における国・県・市管理道路の除雪契約実績がある。	道路除雪作業委託を締結し、除雪路線を受け持っている。	2	/2
		上記以外で道路除雪作業委託を締結している。	1	
		無	0	
(ウ) 地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 主たる営業所の所在地は、地域貢献地元企業にあつては、その認定地区とする。 舗装工事においては、その他の営業所であっても 10 人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が工事施工場所と同一の地区内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が工事施工場所以外の市内に存在する。	1.5	
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	1	
(オ) 若手技術者の育成	主任(監理)技術者に 40 歳未満の者を配置	有	1	/1
		無	0	

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(-10)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の確実性	調査基準価格を下回る額で入札を行った者の、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事の成績評定点のうち最低の工事成績評定点。	65点未満	-5	/-5
(イ)入札契約に関する不当な働きかけ	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に「佐渡市入札・契約事務に関する不当な働きかけへの対応要領」による公表等の措置を受けたことがある。	公表等の措置を受けた。	-1	/-1
(ウ)総合評価の不履行	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事において、技術資料の内容の不履行が確認されたことがある。	配置予定技術者の不履行	-1	/-1
		市内業者の活用の不履行	-1	/-1
		簡易な施工計画の不履行	-1	/-1
(エ)指名停止措置等	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に佐渡市から指名停止等の措置を受けたことがある。	指名停止、文書注意、口頭注意	-1	/-1

別表 5

【簡易型】簡易な施工計画

(加算点の上限 3 点)

オ 簡易な施工計画

(ア)設計図書の範囲内で施工上配慮すること	当該工事を設計図書の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める。	現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切である提案が 3 事項。	3	/3
		現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切である提案が 2 事項。	2	
		現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切である提案が 1 事項。	1	
		具体的で適切である提案が 1 事項もない。(一般的な記述にとどまっているが、不適切な内容ではない。)	0	
		不適切、又は、未記載	失格	

2 評価基準等の詳細

(1) 用語の定義

① 基準日

評価基準日(以下、「基準日」という。)は、別に規定する場合を除き、入札公告日又は入札執行通知日とする。

② 過去〇〇年度間

前年度から〇〇年度間

例:平成 31 年度における過去 2 年度間とは、平成 29 年度、平成 30 年度のこと。

③ 請負金額

消費税及び地方消費税相当額込みの金額をいう。

(2) その他留意事項

① 平均点の算出方法について

工事成績評定点の平均点の算出等において、小数点以下の端数が生じたときは、小数第 1 位を切り捨て整数止めとする。

② 配置予定技術者の能力に係る評価等について

ア 候補者数について

配置予定技術者は、3 名まで候補者を挙げることができる。

配置予定技術者を複数名挙げる場合は、「資格・経験」、「工事成績」、「**工事経験**」、「表彰」及び「継続教育(CPD)の状況」の 5 項目の評価の合計点が最も低い者について評価する。

イ 配置技術者について

受注者は、配置予定技術者として技術資料に記載した者を、契約後、主任技術者又は監理技術者のいずれかとして配置しなければならない。

なお、配置予定技術者を複数名挙げた場合は、そのうち少なくとも 1 名を配置しなければならない。

ウ 配置技術者の途中交代について

契約工期内における配置技術者の途中交代は、原則認めない。

ただし、病気、けが、退職、死亡等予測不可能なやむを得ない事情で変更を認める場合(市の承認を得た上で配置予定技術者と同等以上の技術者を配置する場合)、産前産後休業・育児休業又は介護休業により途中休業する場合は、この限りではない。

市の承認を得た上で配置予定技術者と同等以上の技術者を配置する場合は、やむを得ない事情を証明する資料及び配置予定技術者と同等以上の技術者であることを証明する資料を市に提出し、承認を得なければならない。

エ 過去に在籍していた会社での実績の取扱い
過去に在籍していた会社での実績も評価対象とする。

③ 共同企業体における評価について

ア 共同企業体で入札に参加する場合の評価対象者について

入札公告又は入札執行通知書で指示する場合を除き、原則、別表6のとおりとする。

イ 共同企業体の構成員として施工した工事における実績の評価対象について

入札公告又は入札執行通知書で指示する場合を除き、原則、別表7のとおりとする。

ウ 共同企業体における「企業倫理や信頼性等」の取り扱いについて

共同企業体において、「品質確保の確実性」、「入札契約に関する不当な働きかけ」、「総合評価の不履行」及び「指名停止措置等」の評価項目に該当する場合は、共同企業体及び全ての構成員が当該評価項目の減点の対象となる。

④ 合併した企業の評価

合併した企業の評価は、合併以前の全ての企業の実績を引き継ぐものとして評価する。

ア 企業の技術力

(ア) 工事実績

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 工事実績	過去 15 年度間に完成した同種工事の施工実績。	より同種性の高い工事の施工実績がある。	2	/2
		同種性が認められる工事の施工実績がある。	1	
		上記以外	0	

※ 工事実績は、CORINS(コリンズ)に登録されている元請工事を対象とする。

※ 評価の対象となる発注機関及び同種工事の定義は、入札公告又は入札執行通知書に明示する。

※ 証明書類：CORINS(コリンズ)の写し。

(イ) 工事成績

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額※1 5 百万円以上が対象)	佐渡市発注工事で過去 2(5)年度間の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上(算出対象工事が複数件)	4	/4
		83 点以上(算出対象工事が 1 件のみ)	3	
		80 点以上 83 点未満	2	
		77 点以上 80 点未満	1	
		77 点未満、又は、実績がない。	0	

※1 設計金額 1 億 2 千万円以上の建築一式工事、又は土木一式工事は、3 千万円。

設計金額 3 千万円以上 1 億 2 千万円未満の土木一式工事は、1 千万円。

設計金額 3 百万円以上の舗装工事は、5 百万円。

※ 評価内容欄の(数字)は、建築一式工事の場合。

※ 対象工事は、同一業種、請負金額は、受注時又は変更時の指定工事請負金額以上で、CORINS(コリンズ)に登録されたものを対象とする。

※ 工事成績の平均点は、小数第 1 位を切り捨て整数止めとする。

※ 評価項目等の確認は、市の保有する資料等により行う。

(ウ)表彰

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ウ)表彰 (優良工事等)	過去 3(5)年度間及び当該年度に土木(建築)分野で佐渡市優良工事表彰を受けたことがある、又は、過去 3(5)年度間及び当該年度に土木(建築)分野で新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受けたことがある。	有	1	/1
		無	0	

- ※ 評価内容欄の()内は、建築一式工事の場合。
- ※ 企業の受賞実績(新潟県・佐渡市優良工事表彰、新潟県優良工事証)を評価する。
- ※ 証明書類：表彰状、優秀技術者証の写し。

(エ)労働災害防止対策

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(エ)労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入している。	有	1	/1
		無	0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム又は労働安全衛生マネジメントシステムを導入している。	有	1	/1
		無	0	

- ※ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS、CompactCOHSMS)又は、労働安全衛生マネジメントシステム(JISHA方式適格OSHMS、ISO45001)の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、付属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また、外国表記の場合は日本語訳を添付すること。

本店を市外に有する場合は、従たる営業所が認証取得している場合に評価する。

なお、従たる営業所が認証取得しておらず、従たる営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることがわかる資料を添付すること。

- ※ 基準日現在において、加入又は導入しているものを評価する。
- ※ 証明書類：加入、認定(認証)を証明する書類の写し。

(オ)重機保有状況

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(オ)重機保有状況	建設機械の保有状況(土木系)	5 台以上	2	/2
		1 台以上 5 台未満	1	
		上記以外	0	

- ※ 証明書類：基準日の直近に通知された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書中の建設機械の保有状況の写し。

(カ) 専門工種の施工機械自社保有状況

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(カ) 専門工種の施工機械自社保有状況	自社保有又はリース(5年以上)のアスファルトフィニッシャーで施工。	自社保有	1	/1
		リース(5年以上)	0.5	
		なし	0	

※ 自社保有又はリース(5年以上)のアスファルトフィニッシャーを現場に配置して施工が可能である場合に評価する。

※ 証明書類：自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機械(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産台帳又は償却資産課税台帳の写し。

リース契約の場合は、5年以上のリース契約期間を対象とし、その契約書の写しと車検証の写し。なお、車検証がない機械(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産台帳又は償却資産課税台帳の写し。

イ 配置予定技術者の能力

(ア) 資格・経験

○ 設計金額3百万円以上の舗装工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 資格	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等、又は、技術士等で、かつ1級舗装施工管理技術者。	2	/2
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等で、かつ2級舗装施工管理技術者。	1.5	
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等。	1	
		上記以外の工事施工等に係わる資格。	0	

○ 設計金額3千万円以上1億2千万円未満の土木一式工事

○ 設計金額1億2千万円以上の土木一式工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 資格・経験	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が10年以上。	2	/2
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が10年未満。	1.5	
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が5年未満。	1	
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が3年未満。	0.5	
		上記以外	0	

○ 設計金額 1 億 2 千万円以上の建築一式工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 資格・経験	主任(監理)技術者の保有する資格	1 級建築施工管理技士、又は、1 級建築士の経験年数が 10 年以上。	1	/1
		1 級建築施工管理技士、又は、1 級建築士の経験年数が 10 年未満。	0.75	
		1 級建築施工管理技士、又は、1 級建築士の経験年数が 5 年未満。	0.5	
		1 級建築施工管理技士、又は、1 級建築士の経験年数が 3 年未満。	0.25	
		上記以外	0	

※ (イ) 工事成績を設定しない場合は、得点配分を 2 点とする。

※ 基準日現在において、資格が有効であるものを評価する。

※ 配置予定技術者の資格は、「建設業法」「建築士法」における 1 級の資格、及び「技術士法」に基づく技術士を評価する。また、舗装工事においては、1 級・2 級舗装施工管理技術者を評価する。

建設業法：1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工技士、1 級建築施工管理技士

建築士法：1 級建築士

技術士法：建設部門(土木一式工事、舗装工事)、農業部門等(土木一式工事)

※ 証明書類：資格者証等の写し。

(イ) 工事成績

○ 設計金額 3 百万円以上の舗装工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 5 百万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去 3 年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近 2 件の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上	2	/2
		80 点以上	1	
		上記以外	0	

○ 設計金額 3 千万円以上 1 億 2 千万円未満の土木一式工事

○ 設計金額 1 億 2 千万円以上の土木一式工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額※1 1 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去 3 年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近 2 件の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上	4	/4
		80 点以上	2	
		上記以外	0	

※1 設計金額 1 億 2 千万円以上の土木一式工事は、3 千万円。

○ 設計金額1億2千万円以上の建築一式工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ)工事成績 (同一業種、請負金額3千万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去5年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近2件の工事成績評定点の平均点 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83点以上	3	/3
		80点以上	1.5	
		上記以外	0	

※ 配置予定技術者の工事成績は、CORINS(コリンズ)に登録されている、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者又は監理技術者として工事完成時に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期(準備期間、後片付け期間、又は橋梁等の工場製作等の期間を除く。)にわたって従事した工事

※ 対象工事は、同一業種、請負金額は、受注時又は変更時の指定工事請負金額以上で、CORINS(コリンズ)に登録されたものを対象とする。

※ 工事成績の平均点は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。

※ 当該評価項目は、原則、必須とする。ただし、専門性の高い工事等、市内の入札参加者が少ないと想定される場合は、設定しない場合がある。

※ 証明書類：CORINS(コリンズ)の写し。

(ウ)工事経験

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ウ)工事経験	過去15年度間に完成した同種工事の施工経験。	より同種性の高い工事において、主任(監理、特例監理)技術者、又は現場代理人として従事。	2	/2
		同種性が認められる工事において、主任(監理、特例監理)技術者、又は現場代理人として従事。	1	
		上記以外	0	

※ 評価の対象となる発注機関及び同種工事の定義は、入札公告又は入札執行通知書に明示する。

※ 配置予定技術者の工事経験は、CORINS(コリンズ)に登録されている、以下のいずれかの工事を対象とする。

- ① 元請負人の主任技術者、監理技術者、又は特例監理として工事完成時に従事していた工事
- ② 現場代理人として全工期(準備期間、後片付け期間、又は橋梁等の工場製作等の期間を除く。)にわたって従事した工事

※ 証明書類：CORINS(コリンズ)の写し。

(エ) 表彰

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ウ) 表彰 (優秀技術者等)	過去 3(5) 年度間及び当該年度に土木(建築) 分野で佐渡市優秀技術者表彰を受けたことがある、又は、過去 3(5) 年度間及び当該年度に土木(建築) 分野で新潟県優秀技術者表彰若しくは新潟県優秀技術者証を受けたことがある。	有	2	/2
		無	0	

※ 評価内容欄の()内は、建築一式工事の場合。

※ 配置予定技術者の受賞実績(新潟県・佐渡市優秀技術者表彰、新潟県優秀技術者証)を評価する。

※ 証明書類：表彰状、優秀技術者証の写し。

(オ) 継続教育(CPD) の状況

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(エ) 継続教育(CPD) の状況	配置予定技術者に係る継続教育(CPD) の単位を各団体推奨単位以上取得。(証明日が基準日の前月末日から過去 1 年以内であること。単位取得証明期間は、基準日の前月末日から過去 1 年以内の日付が含まれていること。)	推奨単位以上取得	1	/1
		無	0	

※ 建設系 CPD 協議会及び建築 CPD 運営会議に属する各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が基準日の前月末日から過去 1 年以内のものを評価する。

※ 推奨単位には、各団体で 1 年、2 年、5 年等あるので、いずれの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。

※ なお、単位取得証明期間は、基準日の前月末日から過去 1 年以内の日付が含まれていること。含まれていない場合は、評価しない。

※ 証明書類：単位取得証明書の写し。(「CPD 技術者証の写しとインターネットでの検索結果の写し」で単位取得証明書に代えることはできない。各団体が発行する単位取得証明書が添付されていない場合は、評価しないので留意すること。)

〔単位取得証明書の証明日と単位集計の例〕

団体の推奨単位を 20 単位/年 とした場合(推奨単位については、各団体で年数・単位数が複数設定されているので、提出した資料がいずれの推奨単位であるか明確にすること。)

																基準日	
月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
取得単位	4		2		4		4		2			4		2	4		
証明日 3月	4		2		4		4		2			4		②	4	推奨単位:20/年の場合 18 単位⇒評価しない 20 単位⇒評価する 20 単位⇒評価する ○：証明書取得月	
証明日 4月	4		2		4		4		2			4		2	④		
証明日 1月	4		2		4		4		2			④		2	4		
																基準日の過去1年	

参考：主な認定団体の推奨単位

団体名	推奨単位
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット/年
(公社)土木学会	50 単位/年
(公社)日本技術士会	50CPD 時間/年
(公社)農業農村工学会	50CPD/年
(公社)日本建築士会連合会	12 単位/年
(公財)建築技術教育普及センター	12 認定時間/年

ウ 地域社会貢献等

(ア)災害時における活動実績等

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)災害時における活動実績等	災害時に備えて締結した各種協定で、基準日現在有効期間中であるものがある。(国、県、市のもの。協定締結団体への加入を含む。)	有	1	/1
		無	0	
	新潟県被災建築物応急危険度判定士の雇用	2 以上雇用	1	/1
		1 人雇用	0.5	
		無	0	

※ 災害時に備えて締結した各種協定

証明書類：国、県、市と災害時に備えて締結した協定書の写し、協定締結団体に加入している証明書の写し等の書類。

※ 基準日現在における新潟県被災建築物応急危険度判定士の雇用

証明書類：認定証の写し、社会保険被保険者証等の写し。

(イ)道路除雪の実績

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ)道路除雪の実績	過去 2 年度間及び当該年度(基準日までに契約済み)に市内における国・県・市管理道路の除雪契約実績がある。	道路除雪作業委託を締結し、除雪路線を受け持っている。	2	/2
		上記以外で道路除雪作業委託を締結している。	1	
		無	0	

- ※ 除雪契約実績は、除雪シーズンを通じて、国・県・市管理道路の除雪路線を受け持っている者、融雪剤散布作業、歩道除雪作業を行っている者を対象に評価する。
- ※ 融雪剤散布作業若しくは歩道除雪作業のみを行っている者、又は融雪剤散布作業及び歩道除雪作業を行っている者は、「上記以外で道路除雪作業委託を締結している」ものとして評価する。
- ※ 証明書類：契約書の写し。

(ウ)地域内拠点

○ 設計金額 3 百万円以上の舗装工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ウ)地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 主たる営業所の所在地は、地域貢献地元企業にあっては、その認定地区とする。 舗装工事においては、その他の営業所であっても 10 人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が工事施工場所と同一の地区内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が工事施工場所以外の市内に存在する。	1.5	
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	1	

○ 設計金額 3 千万円以上 1 億 2 千万円未満の土木一式工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ウ)地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 主たる営業所の所在地は、地域貢献地元企業にあっては、その認定地区とする。 土木一式工事においては、その他の営業所であっても 30 人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が工事施工場所と同一の地区内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が工事施工場所以外の市内に存在する。	1	
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	0	

○ 設計金額 1 億 2 千万円以上の土木一式工事、建築一式工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ウ) 地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 土木一式工事(建築一式工事)においては、その他の営業所であっても 30 人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が市内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	0	

- ※ 地域貢献地元企業とは、佐渡市地域保全型工事要綱(平成 31 年佐渡市告示第 27 号)に規定する地域貢献地元企業をいう。
- ※ 工事施工場所と同一の地区とは、平成 16 年 3 月 1 日以後の市町村合併における当該合併前の市町村の区域をいう。
- ※ 評価項目等の確認は、市の保有する資料等により行う。

(エ) 労働福祉

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(エ) 労働福祉	障がい者雇用及び労働環境状況	基準日の直近の6月1日現在において、障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用している。又は、基準日現在において法定雇用義務は無いが障がい者を雇用している。	0.75	/2
		育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	0.5	
		基準日の直近に通知された経営事項審査の「労働福祉の状況」が30点以上。	0.5	
		ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録がある。	0.25	

※ 障がい者雇用：法定義務のある企業の場合

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合に評価する。

証明書類：公共職業安定所へ提出している障がい者雇用状況報告書(障害者の雇用促進等に関する法律第43条第5項、同施行規則第7・8条)の写し。(基準日の直近の6月1日現在(基準日が6月1日の場合は、その日)のもので、公共職業安定所が確認済みのもの。)

※ 障がい者雇用：法定義務のない企業の場合

基準日現在において、障がい者雇用が1名でもある場合に評価する。

証明書類：障がい者手帳の写しのほか、社員名簿、雇用台帳、社会保険被保険者証等の写し等、障がい者雇用の状況がわかる書類。なお、障がい者手帳の写しについては、プライバシー保護の観点から顔写真及び障がい名を黒で塗りつぶすこと。

※ 育児休業制度及び介護休業制度

基準日現在において、関係法令に基づく育児休業制度及び介護休業制度の規定がある就業規則を対象に評価する。

証明書類：労働基準監督署に提出された就業規則の写し。

※ 労働福祉の状況

証明書類：基準日の直近に通知された経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書中の労働福祉の状況の写し。

※ 基準日現在におけるハッピー・パートナー企業の登録

証明書類：登録証の写し。

(オ)若手技術者の育成

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(オ)若手技術者の育成	主任(監理)技術者に 40 歳未満の者を配置	有	1	/1
		無	0	

- ※ 入札公告日又は入札執行通知日において、満 40 歳をむかえていない者とする。
- ※ 配置予定技術者を複数名挙げ、若手技術者の要件に該当しない者がいる場合、審査については当該評価しない。
- ※ 当該評価対象となった工事において、やむを得ず若手技術者(40 歳未満)が途中交代となる場合は、変更後に若手技術者(40 歳未満)の配置ができないとしてもペナルティを課さない。(ただし、年齢以外の技術者の能力については、通常と同様、当初の配置予定技術者の評価と同等以上の評価が必要となる。)
- ※ なお、やむを得ず途中交代となる場合とは、病気、死亡、退職等の特別な場合に限る。
- ※ 受注者の責により若手技術者が配置されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。
- ※ 当該評価項目は、工事の発注規模や難易度等により設定しない場合がある。

(カ)市内業者の活用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(カ)市内業者の活用	市内業者の活用の有無	1 次下請負人を市内業者から 2 社以上選定し、かつ、建設業以外の業務等を 3 社以上市内業者に発注する。	2	/2
		1 次下請負人を市内業者から 1 社選定し、かつ、建設業以外の業務等を 3 社以上市内業者に発注する。	1	
		下請負人等を市内業者から選定しない。	0	

- ※ 元請業者が建設業法第 2 条 4 項に規定する下請負契約において、市内に建設業法上の主たる営業所を有する建設業者と 1 次下請負契約を締結し、かつ、市内に本社、本店等の主たる営業所を有する業者に建設業以外の業務等を発注することを評価する。
- ※ 評価対象は、建設工事の請負契約における 1 次請負業者とし、建設業以外の業務等にあつては、測量、警備、資材・物品納入、運搬等の契約業者とする。
- ※ 加點評価された場合は、履行確認が必要となるため、工事契約締結後から工事竣工までの期間において、監督員が下請通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請業者等との契約書(元請業者による注文書、請書及び契約書等)及び現場監督業務の中で履行確認を行うものとする。
- ※ 市内企業の活用が受注者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。
- ※ 当該評価項目は、工事の発注規模や難易度等により設定しない場合がある。

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(ア)品質確保の確実性

○ 設計金額1億2千万円以上の土木一式工事、建築一式工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の確実性	本工事における入札で低入札価格調査基準価格を下回る価格で応札。	低入札価格調査基準価格を下回る価格	-5	/-5

○ 設計金額3千万円以上1億2千万円未満の土木一式工事

○ 設計金額3百万円以上の舗装工事

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の確実性	調査基準価格を下回る額で入札を行った者の、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事の成績評定点のうち最低の工事成績評定点。	65点未満	-5	/-5

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ)入札契約に関する不当な働きかけ	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に「佐渡市入札・契約事務に関する不当な働きかけへの対応要領」による公表等の措置を受けたことがある。	公表等の措置を受けた	-1	/-1
(ウ)総合評価の不履行	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事において、技術資料の内容の不履行が確認されたことがある。	配置予定技術者の不履行	-1	/-1
		市内業者の活用の不履行	-1	/-1
		簡易な施工計画の不履行	-1	/-1
(エ)指名停止措置等	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に佐渡市から指名停止等の措置を受けたことがある。	指名停止、文書注意、口頭注意	-1	/-1

※ 複数の評価項目に該当する場合は、重複評価し減点を合算する。ただし、同一評価基準における複数の措置については、重複評価せず減点を合算しない。

※ 技術資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があったと確認された場合は、当該入札を無効とする。

※ 総合評価の不履行は、履行確認表に記録するとともに、工事成績評定通知書に記載する。

※ 指名停止措置等は、通知日で判断を行う。

※ 評価項目等の確認は、市の保有する資料等により行う。

オ 簡易な施工計画

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)設計図書の範囲内で施工上配慮すること	当該工事を設計図書の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める。	現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切である提案が3事項。	3	/3
		現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切である提案が2事項。	2	
		現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的で適切である提案が1事項。	1	
		具体的で適切である提案が1事項もない。(一般的な記述にとどまっているが、不適切な内容ではない。)	0	
		不適切、又は、未記載	失格	

簡易型の総合評価は、特別簡易型の評価基準等の評価項目にプラスして、現場の特性等を踏まえた施工上配慮すべき事項を記した簡易な施工計画を提出させて評価する。

現場の特性等を踏まえた施工上配慮すべき事項として設定する課題は、下表から1項目を市が設定し、入札公告又は入札執行通知書に明示する。

項目	主な確認内容	課題設定の例示
1. 品質・出来形管理	各工種の管理基準、管理・試験方法、頻度、位置、社内検査体制など	「コンクリートの品質管理について」
2. 安全管理	各工種の安全装置、安全施設の配置状況、作業中止基準、安全教育、現場点検計画、社内現場安全点検など	「出水期の安全管理について」
3. 施工方法	各工種に対応する工法の選定、施工順序、任意仮設・仮施設の設置位置・方法など	「基礎杭の施工について」
4. 資材管理	資材の運搬、現場管理方法、取扱方法など	「(特殊製品)の資材管理について」
5. 緊急時の体制及び対応	緊急時の連絡方法、連絡必要関係機関・企業、連絡系統、曜日・時間帯別体制など	「想定される災害・事故の緊急時の体制及び対応について」
6. 交通管理	交通誘導方法、標識・保安施設の設置状況、工事車両の経路、期間、方法、交通誘導員の配置など	「交通規制に伴う渋滞対策について」
7. 環境対策	振動、騒音、粉塵、水質汚濁の対策方法、希少動植物への配慮など	「近接施設等に対する環境対策について」
8. 現場作業環境の整備	現場事務所、休憩所及び現場周辺等の作業環境の整備など	「作業員に配慮した現場作業環境の整備について」
9. 再生資源の利用促進	建設副産物処理方法、運搬・処理委託先、確認方法など	「建設発生土の利用方法について」
10. その他	その他地域の特性を踏まえた課題など	「農繁期における施工上の配慮について」

※ 運用基準で規定する簡易な施工計画の内容が白紙の場合等、不適正な場合とは、次のいずれ

れかが認められた場合のことをいう。

「市が設定した課題とかけ離れている内容である。」、「白紙である。」、その他明らかに適正でない。

※ 提出様式等 様式第3号

- ・ 現場の特性等を踏まえた施工上配慮すべき事項をA4版1枚で、2事項以上3事項以下に事項立てをし、簡潔、かつ、分かりやすく記述すること。(文字フォント11ポイント以上、行間隔や罫線枠等の書式変更は不可とする。)
- ・ 3事項を超えた場合は、記載順に3事項までを評価対象とし、以降の事項は評価対象としない。
- ・ 必要に応じ、説明図表を添付すること。(A4版1枚を限度とする。)
- ・ 仕様書、又は設計図書等に記載されているもの若しくは施工条件として提示されているものを、そのまま提案したものは評価の対象としない。
また、「必要に応じて・・・」「状況に応じて・・・」等の曖昧な表現は避けること。

記載例

事項数が明確となるように、「1 ○○について」と表題をつけ、次にその内容を記載すること。

- | | |
|---|--|
| 1 | ○○について
・・・・(配慮事項)・・・・のため、・・・・(対応)・・・・を行う。 |
| 2 | □□について
・・・・(配慮事項)・・・・のため、・・・・(対応)・・・・を行う。 |
| 3 | ◇◇について
・・・・(配慮事項)・・・・のため、・・・・(対応)・・・・を行う。 |

- ※ 具体的な施工計画の提案に基づく設計変更は、原則として行わないものとする。

別表 6

共同企業体で入札に参加する場合の評価対象者

評価項目		評価基準
ア 企業の技術力	(ア) 工事实績	当該共同企業体又は代表構成員のいずれか
	(イ) 工事成績	当該共同企業体及び各構成員
	(ウ) 表彰	当該共同企業体又は代表構成員のいずれか
	(エ) 労働災害防止対策	代表構成員
	(オ) 重機保有状況	
	(カ) 専門工種の施工機械 自社保有状況	
イ 配置 予定技術 者の能力	(ア) 資格・経験	
	(イ) 工事成績	
	(ウ) 工事経験	
	(エ) 表彰	
	(オ) 継続教育(CPD)の状況	
ウ 地域 社会貢献 等	(ア) 災害時における活動 実績等	当該共同企業体又は代表構成員のいずれか
	(イ) 道路除雪の実績	代表構成員
	(ウ) 地域内拠点	
	(エ) 労働福祉	
	(オ) 若手技術者の育成 (カ) 市内業者の活用	
エ 企業 倫理や信 頼性等	(ア) 品質確保の確実性	当該共同企業体及び減点項目に該当する構成員
	(イ) 入札契約に関する不 当な働きかけ	
	(ウ) 総合評価の不履行	
	(エ) 指名停止措置等	
オ 簡易 な施工計 画	(ア) 設計図書の範囲内で 施工上配慮すること	当該共同企業体

※ (イ) 工事成績の計算例：平均点 = (当該共同企業体の実績無 + 代表構成員の実績 1 件の評定点 + 構成員 1 は実績無 + 構成員 2 の実績 1 件の評定点) ÷ 工事件数 2 件

別表 7

共同企業体の構成員として施工した工事における実績の評価対象

評 価 項 目		過去に共同企業体で施工した工事における評価対象
ア 企業 の技術力	(ア) 工事实績	○
	(イ) 工事成績	
	(ウ) 表彰	
	(エ) 労働災害防止対策	-
	(オ) 重機保有状況	-
	(カ) 専門工種の施工機械 自社保有状況	-
イ 配置 予定技術 者の能力	(ア) 資格・経験	-
	(イ) 工事成績	○(代表構成員)
	(ウ) 工事経験	
	(エ) 表彰	
	(オ) 継続教育(CPD)の状況	-
ウ 地域 社会貢献 等	(ア) 災害時における活動 実績等	○
	(イ) 道路除雪の実績	
	(ウ) 地域内拠点	-
	(エ) 労働福祉	-
	(オ) 若手技術者の育成	-
	(カ) 市内業者の活用	-
エ 企業 倫理や信 頼性等	(ア) 品質確保の確実性	共同企業体において、「品質確保の確実性」、「入札契約に 関する不当な働きかけ」、「総合評価の不履行」及び「指名停 止措置等」の評価項目に該当する場合は、共同企業体及び全 ての構成員が当該評価項目の減点の対象となる。
	(イ) 入札契約に関する不 当な働きかけ	
	(ウ) 総合評価の不履行	
	(エ) 指名停止措置等	
オ 簡易 な施工計 画	(ア) 設計図書の範囲内で 施工上配慮すること	-

※ 共同企業体で施工した工事の実績は、出資比率の多寡に関わらず、評価の対象とする。

総合評価落札方式の証明書類早見表

評 価 項 目		証明書類
ア 企業 の技術力	(ア) 工事实績	CORINS(コリンズ)
	(イ) 工事成績	-
	(ウ) 表彰	表彰状等
	(エ) 労働災害防止対策	加入証明書、認定(認証)証明書等
	(オ) 重機保有状況	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
	(カ) 専門工種の施工機械 自社保有状況	車検証、固定資産台帳、契約書等
イ 配置 予定技術 者の能力	(ア) 資格・経験	社会保険被保険者証、資格者証等
	(イ) 工事成績	CORINS(コリンズ)
	(ウ) 工事経験	
	(エ) 表彰	表彰状等
	(オ) 継続教育(CPD)の状況	単位取得証明書
ウ 地域 社会貢献 等	(ア) 災害時における活動 実績等	協定書、認定証、社会保険被保険者証等
	(イ) 道路除雪の実績	契約書
	(ウ) 地域内拠点	-
	(エ) 労働福祉	障がい者雇用状況報告書、障害者手帳、社会保険被保険者 証、就業規則、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知 書、登録証等
	(オ) 若手技術者の育成	年齢(生年月日)が確認できる資料
	(カ) 市内業者の活用	-
エ 企業 倫理や信 頼性等	(ア) 品質確保の確実性	-
	(イ) 入札契約に関する不 当な働きかけ	-
	(ウ) 総合評価の不履行	-
	(エ) 指名停止措置等	-
オ 簡易 な施工計 画	(ア) 設計図書の範囲内で 施工上配慮すること	-

※ 落札候補者は、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた日の翌日(佐渡市の休日を定める条例(平成16年佐渡市条例第2号)に規定する市の休日を除く。)までに、証明書類を提出すること。

※ なお、上記資料で確認が困難な場合は、別途、確認できる資料を求める場合がある。